

(道路の位置の指定申請)

第十三条 省令第九条の申請書及び承諾書の様式は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号によるものとし、次に掲げる図書及び書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 承諾した者の印鑑証明書
- 二 承諾した者が当該承諾に係る土地の所有者であること及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有することを証する書類
- 三 承諾した者が当該道を政令第四百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理することを証する書類
- 四 当該承諾に係る土地及びその土地に関係のある土地の求積図
- 五 当該承諾に係る土地及びその土地に関係のある土地の排水計画図
- 六 指定を受けようとする道路の標準横断図及び縦断図

2 前項の規定による添付図書には、それぞれ次の事項を明示しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
求積図	土地の面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式
排水計画図	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
標準横断図及び縦断図	路面の構成、寸法及び勾配

- 3 省令第九条の承諾書及び地籍図は、同一の用紙に記載して作成しなければならない。
- 4 知事は、省令第九条の規定による申請者に対し、同条及び第一項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。
- 5 知事は、省令第十条第三項の規定により指定する旨を申請者に通知するときは、指定通知書に省令第九条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(道路の位置の指定の変更等)

第十四条 法第四十二条第一項第五号の規定により位置の指定を受けた道路の位置の指定の変更又は廃止を受けようとする者は、省令第九条及び前条の規定の例により必要な書類を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

3 知事は、第一項の規定による申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告し、かつ、指定変更通知書又は指定廃止通知書に当該申請書の副本及びその添付書類を添えて申請者に交付するものとする。